平成２２年（フ）第８０５号
栃木県鹿沼市見野２番地30
債務者　荒井　京子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荘司　円香
4　破産債権の届出期間　平成22年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月28日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８１７号
栃木県宇都宮市上田原町952番地287、前住所栃木県宇都宮市下河原１丁目３番33号　ナイスアーバン下河原201号
債務者　船井　吉美
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五味淵郁章
4　破産債権の届出期間　平成22年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１００号
山形県鶴岡市湯温海字湯之尻536番地１
債務者　本間　正義
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日詰　直史
4　破産債権の届出期間　平成22年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第３１２４号
横浜市港南区大久保１丁目16番５号
債務者　仲出川四郎
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　直樹
4　破産債権の届出期間　平成22年12月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１２５号
横浜市港南区大久保１丁目16番５号
債務者　仲出川光雄
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　直樹
4　破産債権の届出期間　平成22年12月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９０号
岐阜市六条東２丁目２番３―202号友厚ビル
債務者　澤田　正勝
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　浩明
4　破産債権の届出期間　平成22年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月27日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１３６３号
兵庫県加西市北条町北条1176番地
債務者　永田　武志
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝澤　功治
4　破産債権の届出期間　平成22年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月２日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３６４号
兵庫県加西市北条町東南213番地の９
債務者　永田　哲也
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝澤　功治
4　破産債権の届出期間　平成22年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月２日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１２号
兵庫県姫路市岩端町176番地
債務者　藤井　浩史
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　　晃
4　破産債権の届出期間　平成22年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月１日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４０６号
北海道旭川市神楽５条６丁目１番６号トーワ神楽202号室
債務者　川嶋　秀樹
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　隆司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月26日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３４号
北海道稚内市栄３丁目８番５号
債務者　渡部　智和
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　純成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月２日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３５号
北海道天塩郡豊富町字豊富東１条４丁目ひまわりＡＰ202号
債務者　別府　敏行
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八重樫和裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月26日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６２号
北海道旭川市春光台４条５丁目13番４―441号市住441号
債務者　松田美穂子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　裕治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月27日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２３９号
群馬県太田市浜町61番５―Ｅ73号
債務者　篠原　正美
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
前橋地方裁判所太田支部